

○経済産業省告示第十三号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十二年経済産業省告示第九十三号（外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等）の一部を次のように改正する。

令和五年二月六日

経済産業大臣 西村 康稔

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>一〇二の五 「略」</p> <p>二の六 非居住者との間で行う、ロシアを 原産地とし、海上において輸送される原 油又は石油製品の購入価格がその上限価</p>	<p>一〇二の五 「略」</p> <p>二の六 非居住者との間で行う、ロシアを 原産地とし、海上において輸送される原 油の購入価格が上限価格を超える購入に</p>

格を超える購入に関する役務取引であつて、次に掲げる業務に係るもの（当該役務取引のうち、当該上限価格以下の購入価格の記載がある書面を保存し、経済産業大臣の求めに応じて当該書面を提示することができる場合又は当該書面の入手が困難な者にあつては購入価格が当該上限価格以下であることを確認できる書面を保存し、経済産業大臣の求めに応じて当該書面を提示することができる場合若しくは当該役務取引の条件として約款に我が国の法令に基づく制裁、禁止若しくは制限に関する特別条項を記載している

関する役務取引であつて、次に掲げる業務に係るもの（当該役務取引のうち、上限価格以下の購入価格の記載がある書面を保存し、経済産業大臣の求めに応じて当該書面を提示することができる場合又は当該書面の入手が困難な者にあつては購入価格が上限価格以下であることを確認できる書面を保存し、経済産業大臣の求めに応じて当該書面を提示することができる場合若しくは当該役務取引の条件として約款に我が国の法令に基づく制裁、禁止若しくは制限に関する特別条項を記載している場合を除く。）

場合を除く。)

イ・ロ 「略」

三 「略」

四 外国相互間の貨物の移動を伴う、ロシアを原産地とし、それぞれの上限価格を超える価格の原油又は石油製品（海上において輸送されるものに限る。）の売買、貸借又は贈与に関する取引（当該取引のうち、当該上限価格以下の購入価格の記載がある書面を保存し、経済産業大臣の求めに応じて当該書面を提示することができる場合又は当該書面の入手が困難な者にあつては購入価格が当該上限価格

イ・ロ 「略」

三 「略」

四 外国相互間の貨物の移動を伴う、ロシアを原産地とし、上限価格を超える価格の原油（海上において輸送されるものに限る。）の売買、貸借又は贈与に関する取引（当該取引のうち、上限価格以下の購入価格の記載がある書面を保存し、経済産業大臣の求めに応じて当該書面を提示することができる場合又は当該書面の入手が困難な者にあつては購入価格が上限価格以下であることを確認できる書面

以下であることを確認できる書面を保存し、経済産業大臣の求めに応じて当該書面を提示することができるところを除く。

）

備考 第二号の六及び第四号における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 「原油」とは、関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表第二七・〇九項に該当するもの（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域）その他貨物の輸入について必要な事項の公表（昭和四十一年通商産業省告示

を保存し、経済産業大臣の求めに応じて当該書面を提示することができるところを除く。）

備考 第二号の六及び第四号における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 「原油」とは、関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表第二七・〇九項に該当するもの（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域）その他貨物の輸入について必要な事項の公表（昭和四十一年通商産業省告示

第七十号) 三の 7 の (9) の表ロシアの
項二七・〇九の欄の下欄口に該当する
ものを除く。) をいう。

(2) 「石油製品」とは、関稅定率法別表
第二七・一〇項(廢油を除く。)に該
當するものをいう。

(3) 原油の「上限価格」とは、ウクライ
ナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、ウ
クライナをめぐる問題の解決を目指す
国際平和のための国際的な努力に我が
国として寄与するため、主要国が講ず
ることとした措置の内容に沿って、我
が国が講ずる輸入等に係る禁止措置の

第七十号) 三の 7 の (9) の表の下欄
口に該当するものを除く。) をいう。

〔新設〕

(2) 原油の「上限価格」とは、ウクライ
ナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、ウ
クライナをめぐる問題の解決を目指す
国際平和のための国際的な努力に我が
国として寄与するため、主要国が講ず
ることとした措置の内容に沿って、我
が国が講ずる輸入等に係る禁止措置の

対象となるロシア連邦を原産地とする原油及び石油製品の上限価格を定める件（令和四年外務省告示第四百四号）以下「上限価格を定める外務省告示」という。）別表1に定める原油の上限価格をいう。

(4) 石油製品の「上限価格」とは、次の表の上欄に掲げる石油製品ごとに、同表の下欄に掲げる価格をいう。

関稅定率法別表第 二七一〇・一二号	上限価格を定める 外務省告示別表2
、 第二七一〇・一 九号及び第二七一	に定める価格

対象となるロシア連邦を原産地とする原油の上限価格を定める件（令和四年外務省告示第四百四号）別表に定める原油の上限価格をいう。

〔新設〕

(5)

原油又は石油製品の「購入価格」と

の げるもの以外のも 、前項の上欄に掲 当するものうち 油を除く。）に該 二七・一〇項（廃 関税率法別表第 び軽油	に定める価格 外務省告示別表3 上限価格を定める	〇・二〇号に該当 するものうち、 揮発油（ナフサを 除く。）、灯油及 び軽油	
--	--------------------------------	--	--

(3)

原油の「購入価格」とは、本邦又は

は、本邦又は第三国へ海上において輸送される原油又は石油製品の価格であつて、関税率法第四条第一項に規定する課税価格に相当する価格から同項各号に規定する費用に相当する額をその含まれている限度において除いた価格をいう。

第三国へ海上において輸送される原油の価格であつて、関税率法第四条第一項に規定する課税価格に相当する価格から同項各号に規定する費用に相当する額をその含まれている限度において除いた価格をいう。

備考 表中の「」は注記である。

附 則

この告示は、令和五年二月六日から施行する。ただし、この告示の施行前に役務取引等に係る契約を行った者がその契約に基づいてする取引（この告示の施行前に仕向地への輸出を目的として船積みされた貨物であつて、令和五年四月一日より前に当該仕向地において船卸しをされるものに係る取引に限る。）については、なお従前の例による。